

健康保険部

議案第20号 令和7年度大津市一般会計予算のうち、
健康保険部の所管する部分について

それでは、議案第20号、令和7年度大津市一般会計予算のうち、健康保険部の所管する部分の主なものについて御説明いたします。

予算説明書の48ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

款14 分担金及び負担金、項2 負担金、目1 民生費負担金、節2 老人福祉費負担金、説明欄の老人福祉措置費負担金は、老人保護措置事業に係る養護老人ホーム等への措置入所者及び扶養義務者から、収入・所得に応じて徴収する負担金です。

56ページをお願いいたします。

款15 使用料及び手数料、項2 手数料、目2 民生手数料、節1 社会福祉手数料、説明欄の介護予防計画作成手数料は、地域包括支援センターや居宅介護予防支援事業所等が行う介護予防サービス支援計画書の作成に係る手数料です。

目3 衛生手数料、節1 保健衛生手数料、説明欄の診療所開設許可等手数料から毒物劇物販売業許可手数料は、許可申請等の審査に係る

手数料です。

犬の登録等手数料は、狂犬病予防注射済票の交付及び新規登録等に係る手数料です。

動物管理手数料から生活衛生営業許可等手数料は、各許可申請等の審査に係る手数料です。

胃がん検診手数料から、58ページの胃内視鏡検査手数料までは、各検診や検査の際の手数料です。

60ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費国庫負担金、説明欄の保険者支援制度負担金は、国民健康保険の保険料軽減対象者数に応じて、平均保険料の一定割合の財政支援が行われるものです。

国民健康保険未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る均等割保険料軽減措置に係るものです。

産前産後保険料負担金は、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料の免除に係るものです。

節3 老人福祉費国庫負担金、説明欄の低所得者保険料軽減負担金は、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の負担軽減措置に係

るものです。

6 2 ページをお願いいたします。

目 2 衛生費国庫負担金、節 1 保健衛生費国庫負担金、説明欄の感染症予防事業費負担金は、感染症法の規定に基づく感染症予防に要する経費に係るものです。

結核医療費負担金は、感染症法の規定に基づく結核患者の入院医療費の公費負担に係るものです。

感染症発生動向調査事業費負担金は、感染症法の規定に基づく感染症発生時対応等に要する経費に係るものです。

養育医療費負担金は、未熟児養育医療給付に係るものです。

小児慢性特定疾病医療費負担金は、長期に療養を必要とする 1 8 歳未満の児童等への医療費支給に係るものであり、小児慢性特定疾病自立支援事業費負担金は、小児慢性特定疾病児童等の療養生活支援の経費に係るものです。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルス予防接種の健康被害に対する給付費に係るものです。

6 4 ページをお願いいたします。

項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、節 2 障害福祉費国庫補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費補助金のうち健康保険部保

健所は、精神障害者等への早期介入・支援事業等に係るものです。

節 3 老人福祉費国庫補助金、説明欄の老人クラブ助成費補助金は、老人クラブ活動に対する助成事業に係るものです。

節 4 児童福祉費国庫補助金、説明欄の子ども・子育て支援交付金のうち、健康保険部保健所は、利用者支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業等に係るものです。

66 ページをお願いいたします。

児童虐待防止対策支援事業費補助金のうち、健康保険部保健所は、巡回支援専門員整備事業等に要する経費に係るものです。

目 3 衛生費国庫補助金、節 1 保健衛生費国庫補助金、説明欄の特定感染症検査事業費補助金は、H I V や肝炎ウイルスなどの感染症の検査及び風しんの抗体検査並びに相談事業に要する経費に係るものです。

結核医療費補助金は、感染症法の規定に基づく結核患者の通院医療費の公費負担に係るものです。

難病患者地域支援対策推進事業費補助金は、訪問相談員の育成や難病対策地域協議会の運営等難病患者に対する地域支援対策に係るものです。

疾病予防対策事業費補助金は、がん検診の受診勧奨及び再勧奨等

に要する経費に係るものです。

母子保健衛生費補助金は、産婦健康診査及び1か月児健診などに要する経費に係るものです。

小児慢性特定疾病対策国庫補助金は、小児慢性特定疾病医療の支給認定事務等に要する経費に係るものです。

口腔保健推進事業費補助金は、歯周病検診や歯科保健指導に要する経費に係るものです。

医療施設運営費補助金は、歯科疾患予防等事業などに要する経費に係るものです。

結核対策特別促進事業費補助金は、結核のDOTS（直接服薬確認療法）に要する経費に係るものです。

地域健康危機管理対策事業費補助金は、本市に登録されたIHREAT（災害時健康危機管理支援チーム）要員の研修経費に係るものです。

70ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金、説明欄の拠出制国民年金事務委託金のうち、健康保険部は、保険年金課における国民年金事務に必要な費用に対して交付されるものです。

国民年金協力連携事務委託金のうち、健康保険部は、保険年金課に

おける年金相談や広報紙への掲載等協力連携に係るものです。

目 3 衛生費委託金、節 1 保健衛生費委託金、説明欄の衛生統計調査委託金は、国民生活基礎調査及び社会保障・人口問題基本調査等に係るものです。

国民健康・栄養調査委託金は、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査に係るものです。

72 ページをお願いいたします。

款 17 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金、説明欄の保険基盤安定負担金は、国民健康保険の保険料の軽減措置に係るものです。

保険者支援制度負担金は、国民健康保険の保険料軽減対象者数に応じて、平均保険料の一定割合の財政支援が行われるものです。

後期高齢者医療基盤安定負担金は、後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置に係るものです。

国民健康保険未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る均等割保険料軽減措置に係るものです。

産前産後保険料負担金は、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料の免除に係るものです。

節 3 老人福祉費県負担金、説明欄の低所得者保険料軽減負担金は、所得の少ない第 1 号被保険者の介護保険料の負担軽減措置に係るものです。

目 2 衛生費県負担金、節 1 保健衛生費県負担金、説明欄の未熟児養育医療負担金は、未熟児の医療給付に係るものです。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金、説明欄の自治振興交付金は、市町が地域の実情に応じ独自性を発揮した施策展開をするために行う事業に対し県から交付されるもので、健康保険部は、高齢者住宅小規模改造助成事業、小規模老人クラブ活動助成事業及び在日外国人障害福祉金支給事業に対して交付を受けるものです。

健康保険部保健所は、公衆浴場確保対策事業に対して交付を受けるものです。

7 4 ページをお願いいたします。

目 2 民生費県補助金、節 1 障害福祉費県補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費補助金のうち健康保険部保健所は、精神障害者等への早期介入・支援事業及び家族支援体制整備事業に係るものです。

障害者等給付費補助金及び障害者等給付事務費補助金は、65 歳から 74 歳までの住民税非課税の方、障害者、ひとり親家庭等を対象

とした福祉医療費助成制度に係るものです。

節2 老人福祉費県補助金、説明欄の社会福祉法人軽減補助金は、低所得者に対する介護サービス利用料の自己負担額の軽減に係るものです。

介護・福祉人材確保緊急支援事業費補助金は介護に関する入門的研修や介護事業所オンラインセミナー等の実施に係るものです。

節3 児童福祉費県補助金、説明欄の地域子育て支援事業費補助金のうち健康保険部保健所は、利用者支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業等に係るものです。

76 ページをお願いいたします。

子ども・子育て施策推進交付金のうち健康保険部保健所は、妊産婦健康診査等に係るものです。

乳幼児医療給付費補助金及び乳幼児医療給付事務費補助金は、0歳から就学前の乳幼児に対する医療費助成に係るものです。

地域障害児支援体制強化事業補助金は、巡回支援専門員整備事業に係るものです。

高校生世代医療給付費補助金及び高校生世代医療給付事務費補助金は、高校生世代の生徒等に対する医療費助成に係るものです。

目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費県補助金、説明欄の小児救急

医療支援事業費補助金は、休日及び夜間における小児救急患者の受入体制を確保するため、拠点病院である大津赤十字病院に対する支援に係るものです。

自殺対策強化事業交付金は、自殺未遂者に対する支援等の自殺対策に係るものです。

予防接種対策費補助金は、予防接種の健康被害に関する調査事業に係るものです。

健康教育費補助金は、生活習慣病予防や疾病予防に関する健康教育に係るものです。

健康相談費補助金は、生活習慣病予防や疾病予防に関する健康相談に係るものです。

総合的な保健推進事業費補助金は、基本健康診査の実施経費に係るものです。

健康診査費補助金は、基本健康診査及び肝炎ウイルス検査等の実施経費に係るものです。

骨髄等移植ドナー助成事業費補助金は、骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞を提供された方及びその方を雇用する事業者に対する助成に係るものです。

がん患者のアピアランスサポート事業補助金は、がん治療の副作

用に伴う外見上の変化を補うための補整用具の購入経費に係るものです。

82ページをお願いいたします。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金、説明欄の特定疾患治療研究事業委託金は、原因不明で治療方法が確立していない指定難病患者に対する医療費助成の受付業務に係るものです。

肝炎治療特別推進事業委託金は、ウイルス性肝炎治療患者に対する医療費助成の受付業務に係るものです。

肝炎重症化予防推進事業委託金は、ウイルス性肝炎患者等の検査費用請求の受付業務に係るものです。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業委託金は、肝がん・重度肝硬変患者に対する医療費助成の受付業務に係るものです。

原子爆弾被爆者対策事業委託金は、被爆二世健康診断等事業の受付業務に係るものです。

母子保健事業委託金は、周産期保健医療連絡調整会議の運営に係るものです。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入、説明欄の健康保険部土地貸付収入は、特別養護老人ホーム榛原の里の土地貸付収入等です。

88ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節1湖都大津まちづくり基金繰入金、説明欄の健康保険部は、小学校1年生から中学校3年生までの児童及び生徒に係る医療費の助成経費などの財源として、充当するものです。

健康保険部保健所は、20歳以上の女性を対象とした子宮頸がん検診に係る経費などの財源として、充当するものです。

節4福祉基金繰入金、説明欄の健康保険部は、70歳になる高齢者を対象に、介護予防に関する意識付けを行うためのフレイル予防事業の財源として、充当するものです。

96ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4雑入、目4雑入、節2民生費雑入、説明欄の一体的実施受託金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る滋賀県後期高齢者医療広域連合からの委託料です。

地域包括支援センター実習受入金は、大学などの実習生をあんしん長寿相談所で受け入れることに対する委託料です。

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員派遣負担金は、派遣職員2名の人件費分を広域連合より受け入れるものです。

高額療養費返還金は、福祉医療費助成の受給対象者に対して保険

者が負担すべき高額療養費を、一旦、市が負担しており、給付後に各保険者等から高額療養費相当分について、受け入れるものです。

後期高齢市町負担金精算金は、滋賀県後期高齢者医療広域連合から前年度負担金の精算分が返還されるものです。

節3衛生費雑入、説明欄の看護学生等実習受入金は、看護学生の臨地実習の受け入れに伴う、実習の委託料です。

管理栄養士等実習受入金は、公衆栄養学臨地校外実習の受け入れに係る委託料です。

しつけ方教室等受講者負担金は、動物愛護センターで開催する犬のしつけ方教室等の参加負担金です。

健康被害救済給付業務受付事務委託金は、アスベスト健康被害者に対する救済給付の受付業務に係る委託料です。

98ページをお願いいたします。

未熟児養育医療費一部負担金は、医療機関等に支払った未熟児養育医療費のうち、乳幼児福祉医療費助成制度の対象となる医療費分を受け入れるものです。

後期高齢者健康診査委託金は、後期高齢者医療制度に加入する市民の健康診査に係る、滋賀県後期高齢者医療広域連合からの委託料です。

後期高齢保険者努力制度交付金は、後期高齢者健康診査事業に係る滋賀県後期高齢者医療広域連合からの交付金です。

調理実習材料費負担金は、市内小学生親子を対象に開催する食育教室の調理実習に係る実費相当の参加者負担金です。

100ページをお願いいたします。

節9 その他雑入、説明欄の健康保険部その他雑入のうち健康保険部は、主なものとして、唐崎デイサービスセンターなどの施設利用団体の光熱水費に係る経費負担分等を計上するものです。

健康保険部保健所は、所管施設における入居団体の光熱水費に係る経費負担分等を計上するものです。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

なお、人件費については、令和6年の人事院勧告等を踏まえ、令和7年度からの適用となる給料表や、地域手当の支給割合の変更等の諸手当の改正が含まれておりますが、事業関連等を中心に御説明します。

136ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、説明欄11の福祉医療費助成事務費は、当該事業に係る委託料などの事務経費及

び会計年度任用職員の雇用費などです。

138ページをお願いいたします。

目2障害福祉費、説明欄3の障害者医療費助成費は、障害者に対する医療費助成に係る経費です。

説明欄5の在日外国人障害福祉金支給費は、国民年金の国籍条項が撤廃されるまで加入することができず無年金の状態におかれている、障害をお持ちの在日外国人の方に対する福祉金の支給事業に係る経費です。

140ページをお願いいたします。

目3老人福祉費、説明欄2の老人医療費助成費は、65歳から74歳までの住民税非課税の方に対する医療費助成に係る経費です。

説明欄3の後期高齢者医療推進費は、滋賀県後期高齢者医療広域連合事務処理経費の分賦金及び医療費等負担金です。

説明欄4の老人福祉対策費は、高齢者福祉行政の推進に係る事務経費のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に要する経費や介護人材確保対策等に要する経費です。

説明欄5の敬老祝支給費は、88歳・100歳・市内最高齢者への祝状等の贈呈及び各学区への敬老祝金支給に係るものです。

説明欄6の高年齢者労働能力活用推進費は、シルバー人材センタ

一への運営費等補助金を交付するものです。

説明欄 7 の老人クラブ活動助成費は、老人クラブの組織強化と活動に対する補助金などに係る経費です。

説明欄 8 の高齢者生活支援費は、高齢者小規模住宅改造助成事業やフレイル予防事業、日常生活用具の貸与などに係る経費です。

説明欄 9 の老人保護措置費は、身体・精神及び経済的な理由等により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対する養護老人ホーム等への入所措置費です。

説明欄 10 の老人デイサービス管理運営費は木戸デイサービスセンターに係る指定管理料のほか、唐崎及び晴嵐デイサービスセンターの施設管理に係る経費などです。

説明欄 11 の低所得者対策費は、低所得者に対する介護サービス利用料の自己負担額の軽減に係る経費です。

説明欄 12 の地域包括支援センター管理運営費は、要支援者・総合事業対象者への介護予防サービス支援計画の作成及び介護予防ケアマネジメントに係る人件費や委託料等の経費です。

説明欄 13 の高齢者健康生きがい施設管理費は、市内の老人憩の家と老人健康広場の管理運営費です。

説明欄 14 の老人福祉センター管理運営費は、市内 5 か所の老人

福祉センターに係る指定管理料のほか、施設の機能充実に伴う改修工事等の経費です。

目4 国民年金費、説明欄2の国民年金事務費は、法定受託事務としての届出受付業務や資格入力業務等に係る事務費です。

142ページをお願いいたします。

目5 国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定制度で定められた一般会計からの負担金を中心に、国民健康保険事業従事職員の給与費、事務費等を繰り出すものです。

目6 介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費・地域支援事業費に対する市の負担分をはじめ、職員給与費等を繰り出すものです。

目7 後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、保険基盤安定制度で定められた一般会計からの負担金を中心に、後期高齢者医療事業従事職員の給与費、事務費等を繰り出すものです。

144ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、説明欄2のこども発達相談費は、発達障害やその疑いのある子どもへの、早期発見・相談・専門医による診断、多職種による専門的助言・指導により適切な支援を行う経費です。

説明欄7の乳幼児医療費助成費は、0歳から就学前の乳幼児に対

する医療費助成に係る経費です。

説明欄 8 の子ども医療費助成費は、小学校 1 年生から高校生世代までの児童及び生徒等に対する医療費助成に係る経費です。

1 4 8 ページをお願いいたします。

目 5 母子福祉費、説明欄 1 の母子家庭等医療費助成費は、ひとり親家庭等に対する医療費助成に係る経費です。

1 5 2 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、説明欄 2 の保健所運営費は、保健所の運営及び施設の維持管理のほか、大津市医師会立看護専修学校の受変電設備の更新等に係る経費です。

説明欄 3 の総合保健対策費は、看護学校への運営補助等に係る経費のほか、食育の推進に要する経費や健康増進法に基づく国民健康・栄養調査事業に係る経費です。

説明欄 4 の地域医療確保支援費は、地域医療の推進に係る経費や、夜間及び休日、地域に必要な医療体制の確保等に要する経費、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会運営に係る経費等です。

説明欄 5 の医務薬務等指導費は、診療所や薬局等の許認可、監視指導等に係る経費です。

説明欄 6 の衛生統計調査費は、国民生活基礎調査及び社会保障・人

口問題基本調査等に係る経費です。

説明欄 7 の精神保健福祉対策費は、精神障害者等への早期介入支援、早期治療の促進、専門医師等による相談や家族教室・交流会等の家族支援に係る経費です。

説明欄 8 の難病支援対策費は、難病患者に対する相談事業、難病患者支援従事者の育成事業等に係る経費です。

説明欄 9 の健康被害対策費は、被爆者援護事業及びアスベスト健康被害救済給付業務に係る経費です。

説明欄 10 の動物愛護推進費は、犬猫の適正飼養啓発・引取り譲渡・多頭飼育対策補助のほか、地域猫活動支援、動物愛護センターの管理運営等に係る経費です。

154 ページをお願いいたします。

目 2 予防費、説明欄 2 の狂犬病予防対策費は、犬の狂犬病予防注射及び登録事務等の経費です。

説明欄 3 の感染症予防対策費は、感染症法に基づく結核予防対策経費のほか、H I V、肝炎等の検査及び風しんの拡大防止対策に伴う抗体検査費、またこれら疾患の相談、啓発に係る経費です。

説明欄 4 の予防接種対策費は、予防接種法に基づく定期接種の経費のほか、風しん任意予防接種の費用助成等に係る経費です。

目 3 総合保健センター運営費、説明欄 2 の総合保健センター管理運営費は、明日都浜大津の管理経費や総合保健システム等に係る経費です。

1 5 6 ページをお願いいたします。

説明欄 3 のすこやか相談所管理運営費は、7 か所のすこやか相談所に係る管理運営経費及び旧比叡すこやか相談所の解体に要する経費です。

目 4 母子保健費、説明欄 2 の小児保健対策費は、乳幼児健診及び幼児歯科健診の実施経費並びに未熟児や小児慢性特定疾病にり患した子どもに対する医療費助成に係る経費です。

説明欄 3 の母子保健対策費は、妊娠期における健康管理の推進や産後ケア事業、新生児訪問などの産後うつ対策に要する経費、不育症の治療に対する助成経費、妊婦健康診査・産婦健康診査に対する費用助成に係る経費です。

1 5 8 ページをお願いいたします。

目 5 健康増進費、説明欄 1 の健康増進対策費は、がん対策推進に係る経費や肝炎ウイルス検診等に係る経費です。

説明欄 2 のがん検診推進費は、各種がん検診の実施経費及び受診率向上対策に係る経費です。

目 6 環境衛生費、説明欄 2 の生活衛生対策費は、旅館や公衆浴場等の営業許可に係る事務経費のほか、市内の公衆浴場の経営安定化などに係る補助金です。

説明欄 3 の食品衛生対策費は、食品関係施設の営業許可に係る事務経費のほか、食中毒予防の啓発などに係る経費です。

説明欄 4 の検査実施事務費は、食品衛生、感染症対策などの検査の実施等に要する経費です。

説明欄 5 の墓地等管理運営費のうち健康保険部保健所は、墓地、埋葬等に関する法律に基づく、墓地の許認可等に要する経費です。

160 ページをお願いいたします。

目 8 市立大津市民病院費、説明欄 1 の市立大津市民病院運営費負担金は、地方独立行政法人市立大津市民病院が中期計画に沿って行う業務に対し、繰出し基準に基づいて地方債の元利償還金などを負担するものです。

続いて債務負担行為について御説明申し上げます。6 ページをお願いいたします。

高齢者福祉計画推進事業費は、第 10 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務に係る経費の限度額を定めるものです。

がん検診推進事業費は、胃がん、乳がん、子宮頸がん検診の地域巡

回型集団検診に係る経費の限度額を定めるものです。

以上で、議案第20号、令和7年度大津市一般会計予算のうち、健康保険部の所管する部分の主なものについての説明とさせていただきます。

御審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。